

消費税のプラットフォーム課税に関するQ&A

(プラットフォーム事業者用)

令和6年7月
国税庁消費税室

凡例

○ 文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりです。

法 …………… 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）

所法 …………… 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）

法法 …………… 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）

令 …………… 消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）

規則 …………… 消費税法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 53 号）

改正法附則 …… 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則

基通 …………… 消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2－25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）

《 目 次 》

I プラットフォーム課税の概要

（「プラットフォーム課税」の概要）

問1 「プラットフォーム課税」の概要を教えてください。…………… 1

（「国外事業者」の意義）

問2 国外事業者とはどのような者ですか。…………… 1

（「デジタルプラットフォーム」の意義）

問3 「デジタルプラットフォーム」とはどのようなものですか。…………… 2

II プラットフォーム課税の対象範囲等

（ショッピングサイトを介して行う物品販売）

問4 当社は、インターネット上でショッピングサイトを運営していますが、国外事業者が当社のショッピングサイトを介して行う物品販売は、プラットフォーム課税の対象となりますか。…………… 2

（日本国内に住所又は居所がない者に対して行う消費者向け電気通信利用役務の提供）

問5 当社はプラットフォーム事業者ですが、国外事業者が当社の提供するデジタルプラットフォームを介して、日本国内に旅行に来ている外国人旅行者（日本国内に住所又は居所がない者）に対して行うゲームアプリの配信（消費者向け電気通信利用役務の提供）は、プラットフォーム課税の対象となりますか。…………… 2

（プラットフォーム事業者自身がデジタルプラットフォームを用いて行う消費者向け電気通信利用役務の提供）

問6 当社は国外事業者に該当するプラットフォーム事業者ですが、当社で開発したアプリの配信（消費者向け電気通信利用役務の提供）を当社のデジタルプラットフォームを用いて自ら行い、アプリ配信の対価をアプリ利用者から直接収受しています。このアプリ配信はプラットフォーム課税の対象となりますか。…………… 3

（「プラットフォーム事業者を介して収受するもの」の意義）

問7 当社は他の事業者の制作するアプリについて配信や決済サービスを提供するプラットフォーム事業者です。当社の提供するプラットフォームの利用規約上、当該プラットフォームを介して国外事業者が行うアプリ配信（消費者向け電気通信利用役務の提供）の対価については、当社がアプリ利用者から集金し、一定の手数料を差し引いた上で、アプリ配信を行う国外事業者に支払うこととなっています。当社は、この国外事業者への支払事務を他の事業者に委託しており、アプリ配信を行う国外事業者は、アプリ配信の対価を当該他の事業者を経由

して收受することとなりますが、プラットフォーム課税の対象となりますか。…………… 4

(プラットフォーム事業者を介さずに消費者向け電気通信利用役務の提供の対価を收受する場合)

問8 当社はプラットフォーム事業者ですが、当社が提供するデジタルプラットフォームを介して、国外事業者がアプリ配信(消費者向け電気通信利用役務の提供)を行っており、そのアプリ配信の対価について、当社を介さずに国外事業者がアプリ利用者から直接收受するものがありますが、これはプラットフォーム課税の対象となりますか。…………… 4

(前払式支払手段に該当するゲーム内コインと引き換えに行う消費者向け電気通信利用役務の提供)

問9 当社はプラットフォーム事業者ですが、当社が提供するデジタルプラットフォームを介して、ゲームアプリを提供(消費者向け電気通信利用役務の提供)している国外事業者の中には、そのゲーム内のアイテム等の購入にのみ利用できるコイン(資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段に該当するもの)を発行し、当社を介してその発行の対価を收受している者がいます。

国税事業者が行う当該コインの発行はプラットフォーム課税の対象となりますか。また、当該コインと引換えに行うゲーム内アイテムの提供(消費者向け電気通信利用役務の提供)はプラットフォーム課税の対象となりますか。…………… 5

(消費者向け電気通信利用役務の提供を行う事業者が国外事業者であるかどうかの判定)

問10 プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う事業者が国外事業者であるかどうかについてはどのように判定したらよいでしょうか。…………… 6

(消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者が課税事業者であるかどうかの確認)

問11 プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者が、消費税の課税事業者であるかどうかを確認する必要がありますか。…………… 7

(消費者向け電気通信利用役務の提供の相手方が消費者であるかどうかの確認)

問12 プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、消費者向け電気通信利用役務の提供の相手方(利用者)が消費者であるかどうかを確認する必要がありますか。…………… 7

Ⅲ 特定プラットフォーム事業者の指定等

(プラットフォーム事業者の届出義務)

問13 特定プラットフォーム事業者の指定要件及びプラットフォーム事業者の届出義務について

て教えてください。…………… 8

（特定プラットフォーム事業者の指定及びその効力の生ずる日）

問14 特定プラットフォーム事業者の指定及びその効力の生ずる日について教えてください。 9

（制度開始時における届出及び指定に係る経過措置）

問15 制度開始時における届出及び指定に係る経過措置について教えてください。…………… 9

（特定プラットフォーム事業者の指定を受けた場合の国外事業者への通知）

問16 国税庁長官から特定プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、その提供するデジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者に対して、プラットフォーム課税の対象になる旨を通知しなければならないのでしょうか。・ 10

（特定プラットフォーム事業者の指定を受けた場合の申告・納税）

問17 国税庁長官から特定プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が申告・納税するということによいでしょうか。…………… 11

（プラットフォーム課税の対象となる電気通信利用役務の提供に係るインボイス交付義務）

問18 当社は特定プラットフォーム事業者であり、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）ですが、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供について、当該役務の提供の相手方（課税事業者）から適格請求書（インボイス）の交付を求められたときは、当社が適格請求書を交付することとなるのですか。…………… 11

（特定プラットフォーム事業者のみなし仕入れの認識の要否）

問19 プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされるとのことですが、特定プラットフォーム事業者が国外事業者からその消費者向け電気通信利用役務の提供を受けた（課税仕入れを行った）ものとみなされるのですか。…………… 12

（特定プラットフォーム事業者に係る事業者免税点制度の適用制限）

問20 特定プラットフォーム事業者であっても、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合、免税事業者となりますか。…………… 12

（特定プラットフォーム事業者となった場合の課税売上割合の計算）

問21 当社（9月決算）は、令和7年4月1日に特定プラットフォーム事業者となりましたが、令和7年9月期の課税売上割合の計算はどのようになりますか。…………… 12

（プラットフォーム課税対象の消費者向け電気通信利用役務の提供の対価返還があった場合）

問22 当社は、令和7年4月1日に特定プラットフォーム事業者となりましたが、同日前に国外

事業者が当社の提供するデジタルプラットフォームを介して行った消費者向け電気通信利用役務の提供（同日以後に行ったとすればプラットフォーム課税の対象となるもの）について、同日以後、その対価の一部の返還等が行われた場合、当社において、その返還等の金額に係る消費税額を控除することはできるでしょうか。…………… 13

（特定プラットフォーム事業者となった場合の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算）

問23 当社（3月決算）は、令和7年4月1日から特定プラットフォーム事業者となりましたが、令和8年3月期の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算はどのようになりますか。13

IV 特定プラットフォーム事業者の公表事項の変更・指定の解除等

（特定プラットフォーム事業者の公表事項の変更）

問24 特定プラットフォーム事業者の指定を受けた後において、その提供するデジタルプラットフォームの名称等に変更があった場合の手続について教えてください。…………… 14

（特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併等により承継した場合）

問25 当社は、特定プラットフォーム事業者の指定を受けているX社を吸収合併し、X社のデジタルプラットフォームに係る事業の全てを承継しましたが、プラットフォーム課税の適用関係はどのようになりますか。また、当社が行うべき手続はありますか。…………… 14

（特定プラットフォーム事業者がデジタルプラットフォームに係る事業を譲り渡した場合）

問26 特定プラットフォーム事業者が、デジタルプラットフォームに係る事業の全てを他の事業者に譲り渡して廃止した場合、手続が必要です。…………… 15

（特定プラットフォーム事業者の指定解除の申請）

問27 当社は特定プラットフォーム事業者ですが、デジタルプラットフォームに係る事業を縮小し、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額が3年連続で50億円以下となりました。この場合、当社は引き続き特定プラットフォーム事業者となるのでしょうか。…………… 15

（特定プラットフォーム事業者がデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合）

問28 特定プラットフォーム事業者が、デジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合に必要な手続を教えてください。…………… 17

（特定プラットフォーム事業者の指定解除）

問29 国税庁長官が特定プラットフォーム事業者の指定を解除する場合があるとのことですが、どのような場合ですか。…………… 17

（特定プラットフォーム事業者の指定を解除された場合の国外事業者への通知）

問30 国税庁長官から特定プラットフォーム事業者の指定解除通知を受けた場合、その提供するデジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者に対して、プラットフォーム課税の対象にならなくなる旨を通知しなければならないのでしょうか。…………… 18

（特定プラットフォーム事業者の指定を解除された場合の申告・納税）

問31 国税庁長官から特定プラットフォーム事業者の指定解除通知を受けた場合、その解除によりプラットフォーム課税の対象とならないこととなる日以後に行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が申告・納税しなくてよいでしょうか。…………… 18

（特定プラットフォーム事業者の指定解除時における納税義務の判定）

問32 当社（12月決算）は、令和14年4月1日に特定プラットフォーム事業者の指定が解除されましたが、令和15年12月期及び令和16年12月期の納税義務の判定に当たって、基準期間における課税売上高に、プラットフォーム課税の対象となっていた消費者向け電気通信利用役務の提供の対価の額を含める必要はありますか。…………… 19

I プラットフォーム課税の概要

(「プラットフォーム課税」の概要)

問1 「プラットフォーム課税」の概要を教えてください。

【答】

事業者が日本国内の消費者等向けに行うアプリ配信等の電気通信利用役務の提供^{※1}（事業者向け電気通信利用役務の提供^{※2}を除きます。以下、「消費者向け電気通信利用役務の提供」といいます。）については、当該事業者が国内事業者か国外事業者（問2参照）であるかにかかわらず、当該役務提供を行う事業者が申告・納税を行うこととされています。

消費税法等の一部改正（令和6年度税制改正）により、令和7（2025）年4月1日以後に、国外事業者がデジタルプラットフォーム（問3参照）を介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者^{※3}を介して当該役務の提供の対価を収受するものについては、当該特定プラットフォーム事業者が当該役務の提供を行ったものとみなして、申告・納税を行うこととされました（プラットフォーム課税）（法15の2①）。

※1 電気通信利用役務の提供とは、アプリ配信のほか、電子書籍・音楽の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供をいいます。

※2 事業者向け電気通信利用役務の提供とは、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいいます。

※3 特定プラットフォーム事業者とは、指定要件（問13参照）を満たす事業者として、国税庁長官から指定を受けた事業者をいいます。

○ プラットフォーム課税の対象は、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものですので、次の場合はプラットフォーム課税の対象となりません。

- ・ 国内事業者がデジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う場合
- ・ デジタルプラットフォームを介さずに消費者向け電気通信利用役務の提供を行う場合
- ・ デジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、特定プラットフォーム事業者を介さずに当該役務提供の対価を収受している場合（問8参照）

○ プラットフォーム課税の対象とならない消費者向け電気通信利用役務の提供は、これまでどおり、当該役務の提供を行う事業者が申告・納税を行うこととなります。

○ 事業者向け電気通信利用役務の提供は、これまでどおり、当該役務の提供を受けた事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

(「国外事業者」の意義)

問2 国外事業者とはどのような者ですか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものです。

「国外事業者」とは、次の者をいいます（法2①四の二、所法2①五、法2四）。

- ① 非居住者^{※1}である個人事業者

※1 非居住者とは、居住者（日本国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人）以外の個人をいいます。

② 外国法人^{※2}

※2 外国法人とは、内国法人（日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人）以外の法人をいいます。

（「デジタルプラットフォーム」の意義）

問3 「デジタルプラットフォーム」とはどのようなものですか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものです。

「デジタルプラットフォーム」とは、不特定かつ多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築された場であって、当該場を介して当該場を提供する者以外の者が消費者向け電気通信利用役務の提供を行うために、当該消費者向け電気通信利用役務の提供に係る情報を表示することを常態として不特定かつ多数の者に電気通信回線を介して提供されるものをいい、例えばアプリストアや電子書籍のオンラインモールなどがこれに該当します（法15の2①）。

Ⅱ プラットフォーム課税の対象範囲等

（ショッピングサイトを介して行う物品販売）

問4 当社は、インターネット上でショッピングサイトを運営していますが、国外事業者が当社のショッピングサイトを介して行う物品販売は、プラットフォーム課税の対象となりますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものです（法15の2①）。

物品販売は、電気通信利用役務の提供に該当しませんので、プラットフォーム課税の対象とはなりません（法2①八の三）。

（日本国内に住所又は居所がない者に対して行う消費者向け電気通信利用役務の提供）

問5 当社はプラットフォーム事業者ですが、国外事業者が当社の提供するデジタルプラットフォームを介して、日本国内に旅行に来ている外国人旅行者（日本国内に住所又は居所がない者）に対して行うゲームアプリの配信（消費者向け電気通信利用役務の提供）は、プラットフォーム課税の対象となりますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となるのは、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものです（法 15 の 2 ①）。

また、消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行われる資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供に対して課されるものであるところ、電気通信利用役務の提供が日本国内において行われたかどうかの判定は、当該役務の提供を受ける者の住所若しくは居所又は本店所在地等が日本国内にあるかどうかにより行うこととされています（法 4 ③三）。

このため、ご質問のように、日本国内に住所又は居所を有しない者に対して行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、日本国内において行うものに該当せず、そもそも消費税の課税対象とならないことから、プラットフォーム課税の対象となりません。

なお、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所等が国内であるかどうかについては、客観的かつ合理的な基準に基づいて判定することとなりますが、例えば、顧客がインターネットを通じて申し出た住所地と顧客が決済で利用するクレジットカードの発行国情報とを照合して確認する等、各取引の性質等に応じて合理的かつ客観的に判定できる方法により行うこととされています（基通 5－7－15 の 2）。

（プラットフォーム事業者自身がデジタルプラットフォームを用いて行う消費者向け電気通信利用役務の提供）

問 6 当社は国外事業者に該当するプラットフォーム事業者ですが、当社で開発したアプリの配信（消費者向け電気通信利用役務の提供）を当社のデジタルプラットフォームを用いて自ら行い、アプリ配信の対価をアプリ利用者から直接収受しています。このアプリ配信はプラットフォーム課税の対象となりますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となるのは、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものです（法 15 の 2 ①）。

プラットフォーム事業者が、自身のデジタルプラットフォームを用いて行う自社開発アプリの配信等（消費者向け電気通信利用役務の提供）は、他のプラットフォーム事業者が提供するデジタルプラットフォームを介して行うものではなく、また、ご質問の場合、自社開発アプリの配信等の対価もアプリ利用者から直接収受することですので、プラットフォーム課税の対象とはなりません（基通 5－8－9）が、プラットフォーム事業者自身が日本国内の消費者等に対して行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、プラットフォーム事業者自身の課税売上げとして、納付すべき消費税を計算し、申告・納税を行うこととなります。

ただし、プラットフォーム事業者が特定プラットフォーム事業者の指定要件（問 13 参照）を満たすかどうかの判定金額については、プラットフォーム事業者自身が日本国内の消費者等に対して行う消費者向け電気通信利用役務の提供の対価の額は含まれませんので、留意が必要

です。

（「プラットフォーム事業者を介して収受するもの」の意義）

問7 当社は他の事業者の制作するアプリについて配信や決済サービスを提供するプラットフォーム事業者です。当社の提供するプラットフォームの利用規約上、当該プラットフォームを介して国外事業者が行うアプリ配信（消費者向け電気通信利用役務の提供）の対価については、当社がアプリ利用者から集金し、一定の手数料を差し引いた上で、アプリ配信を行う国外事業者に支払うこととなっています。当社は、この国外事業者への支払事務を他の事業者に委託しており、アプリ配信を行う国外事業者は、アプリ配信の対価を当該他の事業者を経由して収受することとなりますが、プラットフォーム課税の対象となりますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものです（法15の2①）。

ご質問の場合、貴社の提供するプラットフォームの利用規約上、アプリ配信（消費者向け電気通信利用役務の提供）の対価については、プラットフォーム事業者である貴社がアプリ利用者から集金して、アプリ配信を行う国外事業者に支払うこととなっているとのことから、国外事業者への支払事務を他の事業者に委託しているとしても、「プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するもの」に該当します。

したがって、貴社が特定プラットフォーム事業者である場合には、国外事業者が貴社の提供するデジタルプラットフォームを介して行うアプリ配信（消費者向け電気通信利用役務の提供）はプラットフォーム課税の対象となります。

（注） プラットフォーム事業者が特定プラットフォーム事業者の指定要件（問13参照）を満たすかどうかの判定においても同様です。

（プラットフォーム事業者を介さずに消費者向け電気通信利用役務の提供の対価を収受する場合）

問8 当社はプラットフォーム事業者ですが、当社が提供するデジタルプラットフォームを介して、国外事業者がアプリ配信（消費者向け電気通信利用役務の提供）を行っており、そのアプリ配信の対価について、当社を介さずに国外事業者がアプリ利用者から直接収受するものがありますが、これはプラットフォーム課税の対象となりますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものです（法15の2①）。

ご質問のアプリ配信（消費者向け電気通信利用役務の提供）は、そのアプリ配信の対価について国外事業者が貴社を介さずにアプリ利用者から直接收受するものであるため、プラットフォーム課税の対象となりません。

（注） プラットフォーム事業者が特定プラットフォーム事業者の指定要件（問 13 参照）を満たすかどうかの判定に当たり、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供であっても、プラットフォーム事業者を介してその対価を收受しないものについては、指定要件に係る 50 億円を超えているかどうかの判定金額には含めません。

（前払式支払手段に該当するゲーム内コインと引き換えに行う消費者向け電気通信利用役務の提供）

問 9 当社はプラットフォーム事業者ですが、当社が提供するデジタルプラットフォームを介して、ゲームアプリを提供（消費者向け電気通信利用役務の提供）している国外事業者の中には、そのゲーム内のアイテム等の購入にのみ利用できるコイン（資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段に該当するもの）を発行し、当社を介してその発行の対価を收受している者がいます。

国外事業者が行う当該コインの発行はプラットフォーム課税の対象となりますか。また、当該コインと引換えに行うゲーム内アイテムの提供（消費者向け電気通信利用役務の提供）はプラットフォーム課税の対象となりますか。

【答】

ご質問の場合、ゲーム内のアイテム等の購入にのみ利用できるコイン（資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段に該当するもの。以下同じです。）の発行は、資産の譲渡や役務の提供に該当せず（基通 6－4－5）、消費税の課税対象とならないことから、プラットフォーム課税の対象となりません。

一方、ゲーム内のアイテム等の購入にのみ利用できるコインと引換えに国外事業者が行うゲーム内アイテムの提供（消費者向け電気通信利用役務の提供）については、デジタルプラットフォームを介して行われるものであって、かつ、当該役務提供の対価（当該コインに対応した金額）が特定プラットフォーム事業者を介して收受されるものである場合には、プラットフォーム課税の対象となります。

なお、ご質問のように、発行されたコインと引換えに行うゲーム内アイテムの提供で、プラットフォーム課税の対象となるものについては、原則として、当該コインと引換えに当該ゲーム内アイテムの提供が行われた時に特定プラットフォーム事業者の課税売上げとして計上することになります。

ただし、特定プラットフォーム事業者において、発行されたコインと引換えに行われたゲーム内アイテムの提供の時期を把握することが困難であって、かつ、その発行されたコインが特定のゲーム内でのアイテム等の購入にのみ利用できるものである場合には、継続適用するこ

とを条件として、当該コインに対応した金額を収受した時に特定プラットフォーム事業者の課税売上げとして計上することが可能です。

(注) 1 プラットフォーム事業者が特定プラットフォーム事業者の指定要件(問 13 参照)を満たすかどうかの判定においても、当該コインの発行時に収受した金額をもって判定することが可能です。

2 特定プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日以後、上記ただし書の取扱いを適用する場合には、特定プラットフォーム課税の対象となる旨等の通知(問 16 参照)に併せて、同日前に、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者に対し、次の事項を通知してください。

- ・ 特定プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日以後に発行された前払式支払手段(コイン)に係る消費者向け電気通信利用役務の提供(アイテム等の提供)から、プラットフォーム課税の対象となること
- ・ 同日前に発行された前払式支払手段に係る消費者向け電気通信利用役務の提供については、プラットフォーム課税の対象とならず、引き続き国外事業者の課税売上げとなること

【参考】

○ 資金決済に関する法律(抄)
(定義)

第3条 この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 証票、電子機器その他の物(以下この章において「証票等」という。)に記載され、又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。)により記録される金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。)に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号(電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。)であって、その発行する者又は当該発行する者が指定する者(次号において「発行者等」という。)から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの

二 証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品等又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号(電磁的方法により証票等に記録される物品等又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。)であって、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品等の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

2～10 (省略)

(消費者向け電気通信利用役務の提供を行う事業者が国外事業者であるかどうかの判定)

問 10 プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う事業者が国外事業者であるかどうかについてはどのように判定したらよいでしょうか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となるのは、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものです(法 15 の 2 ①)。

プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う事業者が、日本国内に住所や本店等を有しない国外事業者（問2参照）であるかどうかについては、例えば、その事業者がプラットフォームの利用契約等において申し出た本店所在地によるなど、客観的かつ合理的な基準により判定して差し支えありません（基通5-8-8）。

（消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者が課税事業者であるかどうかの確認）

問 11 プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者が、消費税の課税事業者であるかどうかを確認する必要はありますか。

【答】

デジタルプラットフォームを介して電気通信利用役務の提供を行う国外事業者が消費税の課税事業者であるかどうかにかかわらず、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものであれば、プラットフォーム課税の対象となります（法15の2①）。

したがって、プラットフォーム事業者が、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者が消費税の課税事業者であるかどうかを確認する必要はありません。

（消費者向け電気通信利用役務の提供の相手方が消費者であるかどうかの確認）

問 12 プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、消費者向け電気通信利用役務の提供の相手方（利用者）が消費者であるかどうかを確認する必要はありますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる電気通信利用役務の提供からは、事業者向け電気通信利用役務の提供が除かれていますが、事業者向け電気通信利用役務の提供とは、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、「役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるもの」をいいます（法2①八の四、15の2①）。

このように、「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当するかは、役務の性質や取引条件等に照らして、その役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものかどうかで判断するため、「消費者向け電気通信利用役務の提供」に該当するものが事業者に対して行われたと

しても、それが「事業者向け電気通信利用役務の提供」になることはありません。

このため、デジタルプラットフォームを介して国外事業者が行う電気通信利用役務の提供が、「消費者向け電気通信利用役務の提供」に該当するもの（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しないもの）である場合、プラットフォーム事業者がプラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、その消費者向け電気通信利用役務の提供の相手方（利用者）が消費者であるかどうかを確認する必要はありません。

Ⅲ 特定プラットフォーム事業者の指定等

（プラットフォーム事業者の届出義務）

問 13 特定プラットフォーム事業者の指定要件及びプラットフォーム事業者の届出義務について教えてください。

【答】

プラットフォーム事業者は、指定要件を満たす場合には、その課税期間の確定申告書の提出期限^{※1、2}までに「特定プラットフォーム事業者の指定届出書」（以下「指定届出書」といいます。）を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります（法 15 の 2 ③）。

なお、その課税期間の末日において既に特定プラットフォーム事業者である場合は、当該課税期間につき指定要件を満たすこととなったとしても、指定届出書を提出する必要はありません。

《指定要件》

プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が日本国内において行う消費者向け電気通信利用役務の提供に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するもの^{※3}の合計額^{※4、5}が、50 億円を超えること

※1 申告義務がない場合は、申告義務があるとした場合の提出期限（法人であれば、その事業年度の末日の翌日から、原則、2月以内）となります。

※2 法人であれば、その課税期間の末日の翌日から、2月以内となりますが、法人の確定申告書の提出期限の特例（法 45 の 2 ①）の適用を受けている場合は、その延長された提出期限となります。

※3 消費者向け電気通信利用役務の提供に課されるべき消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合は、当該相当する額を含みます。

※4 課税期間が1年に満たない場合は、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算します。

※5 プラットフォーム事業者が複数のデジタルプラットフォームを提供している場合には、その提供する全てのデジタルプラットフォームを介して行われる消費者向け電気通信利用役務の提供に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額となります。

（注）制度開始時における届出及び指定に係る経過措置があります（問 15 参照）。

（参考）指定届出書の様式は[国税庁ホームページ](#)からダウンロードできます。

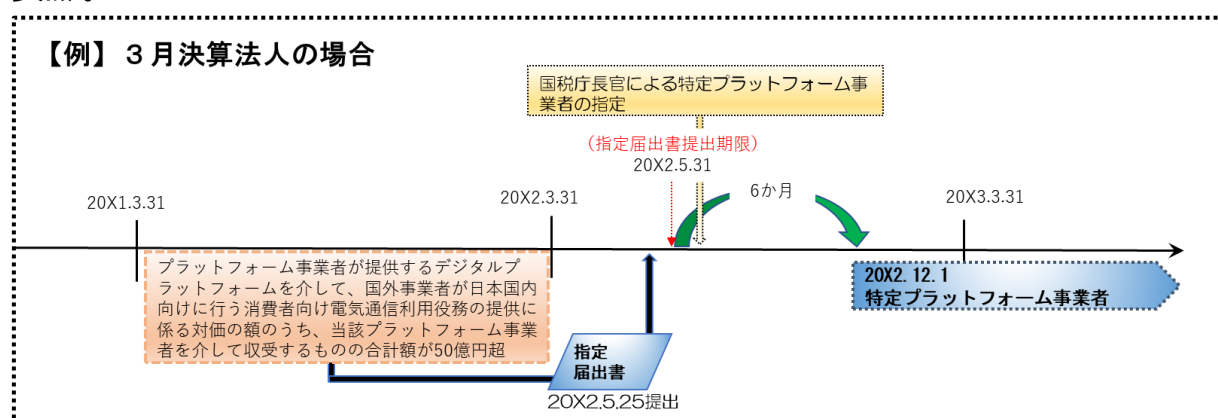
(特定プラットフォーム事業者の指定及びその効力の生ずる日)

問 14 特定プラットフォーム事業者の指定及びその効力の生ずる日について教えてください。

【答】

国税庁長官は、プラットフォーム事業者から指定届出書の提出があった場合、特定プラットフォーム事業者として指定します(指定届出書の提出がない場合であっても、指定要件(問 13 参照)を満たす場合は特定プラットフォーム事業者として指定します。)(法 15 の 2 ②)。

当該指定は、指定届出書の提出期限(問 13 参照)(その提出期限までに指定届出書の提出がない場合は、指定通知を発した日)から 6 か月を経過する日の属する月の翌月の初日に指定の効力が生じます(指定の効力が生ずる日からプラットフォーム課税の対象となります。)(下図参照)。



(注) 制度開始時における届出及び指定に係る経過措置があります(問 15 参照)。

なお、国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者を指定したときは、特定プラットフォーム事業者に対して書面で通知するとともに、国税庁ホームページに次の事項を公表します(法 15 の 2 ④、令 29⑤)。

- ① 特定プラットフォーム事業者の **デジタルプラットフォームの名称**
- ② 特定プラットフォーム事業者の **氏名・名称**
- ③ 特定プラットフォーム事業者の **指定の効力が生ずる日**

(制度開始時における届出及び指定に係る経過措置)

問 15 制度開始時における届出及び指定に係る経過措置について教えてください。

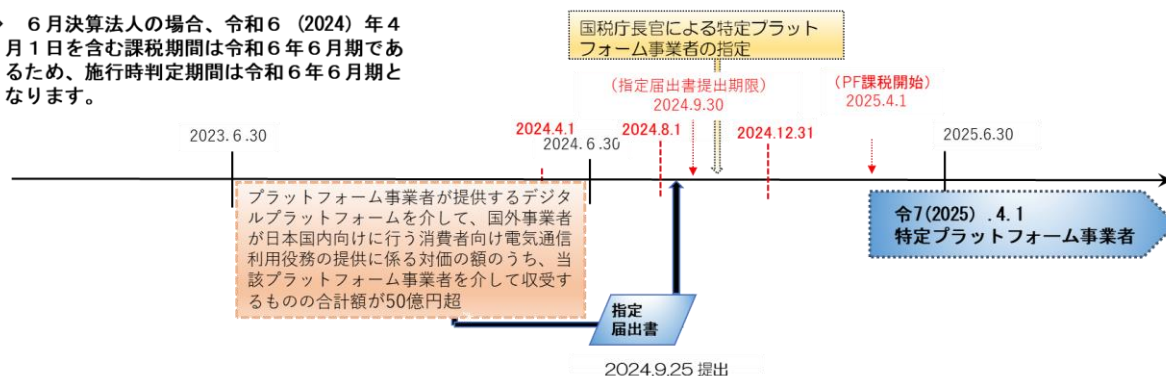
【答】

プラットフォーム事業者の令和 6 (2024) 年 4 月 1 日を含む課税期間(当該課税期間が令和 6 年 8 月 1 日以後に終了する課税期間である場合は、当該課税期間の前課税期間となります。以下「施行時判定期間」といいます。)において、指定要件(問 13 参照)を満たす場合には、令和 6 年 9 月 30 日までに指定届出書を提出する必要があります(改正法附則 13⑦)。

施行時判定期間に係る国税庁長官による特定プラットフォーム事業者の指定が令和 6 年 12 月 31 日までに行われた場合には、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日に指定の効力が生じます(改正法附則 13⑧)(下図参照)。

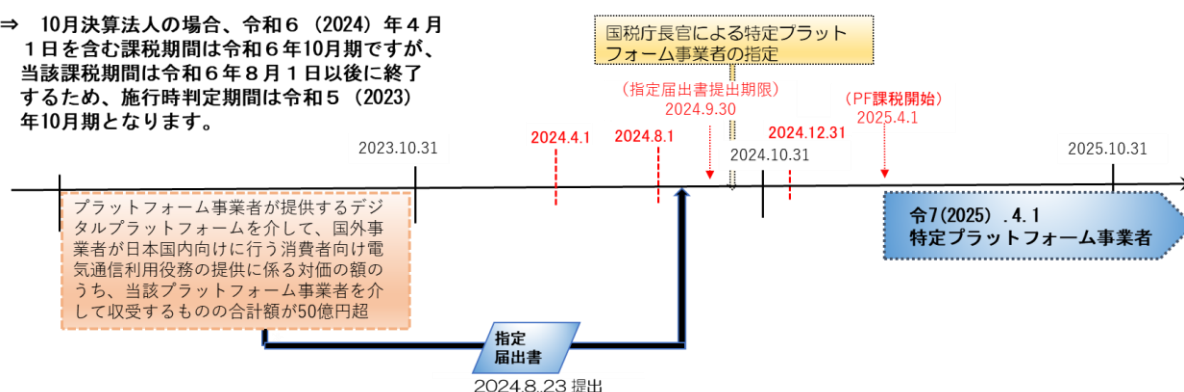
【例 1】 6 月決算法人の場合

⇒ 6 月決算法人の場合、令和 6（2024）年 4 月 1 日を含む課税期間は令和 6 年 6 月期であるため、施行時判定期間は令和 6 年 6 月期となります。



【例 2】 10月決算法人の場合

⇒ 10月決算法人の場合、令和 6（2024）年 4 月 1 日を含む課税期間は令和 6 年 10 月期ですが、当該課税期間は令和 6 年 8 月 1 日以後に終了するため、施行時判定期間は令和 5（2023）年 10 月期となります。



（特定プラットフォーム事業者の指定を受けた場合の国外事業者への通知）

問 16 国税庁長官から特定プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、その提供するデジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者に対して、プラットフォーム課税の対象になる旨を通知しなければならないのでしょうか。

【答】

国税庁長官から特定プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、当該プラットフォーム事業者は、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者に対して、当該消費者向け電気通信利用役務の提供がプラットフォーム課税の対象となる旨及びプラットフォーム課税の対象となる年月日（特定プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日）を速やかに通知する必要があります（法 15 の 2 ⑤）。

なお、通知については、例えば、プラットフォーム課税の開始に伴い国外事業者との間の利用規約を変更する場合において変更事項の説明にあわせて通知事項を明示する、国外事業者との間で行う通常の連絡メールの中で通知事項を明示するなど、通知の形式・方法は問いませんが、特定プラットフォーム事業者のウェブサイトや、特定プラットフォーム事業者の提供するデジタルプラットフォームの利用規約において記載されているのみの場合には、国外事業者への「通知」に当たりませんのでご注意ください。

いずれにしても、国外事業者において、当該消費者向け電気通信利用役務の提供が新たにプラットフォーム課税の対象となることを認識できるように「通知」する必要があります。

(特定プラットフォーム事業者の指定を受けた場合の申告・納税)

問 17 国税庁長官から特定プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が申告・納税することによってよいでしょうか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日（プラットフォーム課税の対象となる日）以後は、特定プラットフォーム事業者の課税売上げとして納付すべき消費税を計算し、申告・納税を行うこととなります（法 15 の 2 ①）。

なお、申告に当たっては、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供の対価の合計額等を記載した明細書を確定申告書に添付する必要があります（法 15 の 2 ⑤、規則 11 の 5 ⑤）。

(プラットフォーム課税の対象となる電気通信利用役務の提供に係るインボイス交付義務)

問 18 当社は特定プラットフォーム事業者であり、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）ですが、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供について、当該役務の提供の相手方（課税事業者）から適格請求書（インボイス）の交付を求められたときは、当社が適格請求書を交付することとなるのですか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされますので、特定プラットフォーム事業者が適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）である場合、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供について、当該役務の提供の相手方（課税事業者）から適格請求書（インボイス）の交付を求められたときは、消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者が適格請求書発行事業者であるかどうかにかかわらず、特定プラットフォーム事業者が適格請求書を交付する必要があります（法 15 の 2 ①、57 の 4 ①）。

この場合、適格請求書に記載すべき「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」は、特定プラットフォーム事業者の「氏名又は名称」及び「登録番号」となります。

なお、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供は、適格簡易請求書（簡易インボイス）の交付ができる事業に該当します（消法 57 の 4 ②、消令 70 の 11）。

適格簡易請求書の記載事項は、適格請求書の記載事項と比べると、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載が不要である点、「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のいずれか一方の記載で足りる点が異なります。

適格簡易請求書の具体的な記載事項は、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率※

※ 「税率ごとに区分した消費税額等」と「適用税率」を両方記載することも可能です。

（特定プラットフォーム事業者のみなし仕入れの認識の要否）

問 19 プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされるとのことですが、特定プラットフォーム事業者が国外事業者からその消費者向け電気通信利用役務の提供を受けた（課税仕入れを行った）ものとみなされるのですか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととされていますが（法 15 の 2 ①）、特定プラットフォーム事業者が、国外事業者からその消費者向け電気通信利用役務の提供を受けた（課税仕入れを行った）ものとみなすこととはされていません。

（特定プラットフォーム事業者に係る事業者免税点制度の適用制限）

問 20 特定プラットフォーム事業者であっても、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である場合、免税事業者となりますか。

【答】

特定プラットフォーム事業者は、その指定の効力が生じている（プラットフォーム課税の対象となる）課税期間は事業者免税点制度の適用はありません（法 9 ①、15 の 2 ⑭）。

また、簡易課税制度の適用もありません（法 37 ①、15 の 2 ⑭）。

（注） 免税事業者であるプラットフォーム事業者が特定プラットフォーム事業者の指定を受けて、課税期間の途中で特定プラットフォーム事業者の指定の効力が生じた（プラットフォーム課税の対象となった）場合であっても、その課税期間の初日から課税事業者となります。

（特定プラットフォーム事業者となった場合の課税売上割合の計算）

問 21 当社（9月決算）は、令和7年4月1日に特定プラットフォーム事業者となりましたが、令和7年9月期の課税売上割合の計算はどのようになりますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます（法 15 の 2 ①）。

したがって、ご質問の場合、令和 7 年 4 月 1 日から特定プラットフォーム事業者となることですから、令和 7 年 9 月期の課税売上割合の計算上、令和 7 年 4 月から 9 月までの間に行われるプラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供に係る対価の額を、分母・分子ともに含めることとなります（法 30⑥、令 48①）。

（プラットフォーム課税対象の消費者向け電気通信利用役務の提供の対価返還があった場合）

問 22 当社は、令和 7 年 4 月 1 日に特定プラットフォーム事業者となりましたが、同日前に国外事業者が当社の提供するデジタルプラットフォームを介して行った消費者向け電気通信利用役務の提供（同日以後に行ったとすればプラットフォーム課税の対象となるもの）について、同日以後、その対価の一部の返還等が行われた場合、当社において、その返還等の金額に係る消費税額を控除することはできるでしょうか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる前に国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行った消費者向け電気通信利用役務の提供について、その対価の全部又は一部の返還等が行われた場合には、国外事業者において当該返還等の金額に係る消費税額を控除することとなるため、貴社が特定プラットフォーム事業者となった令和 7 年 4 月 1 日以後にその返還等が行われた場合であっても、貴社において当該返還等の金額に係る消費税額を控除することはできません。

なお、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされるため、特定プラットフォーム事業者となった令和 7 年 4 月 1 日以後に国外事業者が行うプラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供について対価返還等が行われた場合には、特定プラットフォーム事業者である貴社において当該返還等の金額に係る消費税額を控除することができます（法 38①）。

（特定プラットフォーム事業者となった場合の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算）

問 23 当社（3 月決算）は、令和 7 年 4 月 1 日から特定プラットフォーム事業者となりましたが、令和 8 年 3 月期の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算はどのようになりますか。

【答】

中間申告義務が生じるかどうかは、直前の課税期間の確定消費税額により判定し、また、中間納付税額についても、直前の課税期間の確定消費税額を基礎として算出します（法 42①）。

したがって、ご質問のように、令和 7 年 4 月 1 日から特定プラットフォーム事業者となるとしても、直前の課税期間である令和 7 年 3 月期の確定消費税額により、令和 8 年 3 月期の中間

申告義務の判定及び中間納付税額の計算を行うこととなります。

なお、中間申告対象期間について、直前の課税期間の確定消費税額によらず、仮決算により計算した消費税額等により中間申告・納付を行う場合、中間納付税額の計算に当たって、令和7年4月1日以後に行われるプラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供の対価の額を課税売上げに含めることとなります（法43①）。

Ⅳ 特定プラットフォーム事業者の公表事項の変更・指定の解除等

（特定プラットフォーム事業者の公表事項の変更）

問 24 特定プラットフォーム事業者の指定を受けた後において、その提供するデジタルプラットフォームの名称等に変更があった場合の手続について教えてください。

【答】

特定プラットフォーム事業者は、国税庁ホームページに公表されている特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームの名称、特定プラットフォーム事業者の氏名・名称に変更があった場合は、「特定プラットフォーム事業者の公表事項変更届出書」を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります（法15の2⑥、令29⑤）。

なお、「特定プラットフォーム事業者の公表事項変更届出書」が提出された場合、変更があった事項は国税庁ホームページに公表します。

（参考） 「特定プラットフォーム事業者の公表事項変更届出書」の様式は[国税庁ホームページ](#)からダウンロードできます。

（特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併等により承継した場合）

問 25 当社は、特定プラットフォーム事業者の指定を受けているX社を吸収合併し、X社のデジタルプラットフォームに係る事業の全てを承継しましたが、プラットフォーム課税の適用関係はどのようになりますか。また、当社が行うべき手続はありますか。

【答】

事業者が、特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた場合、当該事業を承継した合併法人若しくは分割承継法人又は当該事業を譲り受けた事業者（特定プラットフォーム事業者を除きます。）は、当該合併等があった日に、国税庁長官から特定プラットフォーム事業者の指定を受けたものとみなされます（令29①）。

このため、ご質問の場合、合併があった日以後、貴社が承継したデジタルプラットフォームを介して国外事業者が行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者となった貴社を介してその役務の提供の対価を収受するものについては、貴社が申

告・納税を行うこととなります。

また、特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた事業者は、遅滞なく「特定プラットフォーム事業者の指定を受けたものとみなされる合併法人等に該当する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります（法 15 の 2 ③、令 29②）。

なお、国税庁長官は、指定を受けたものとみなされる特定プラットフォーム事業者を把握した場合、当該事業者に対して特定プラットフォーム事業者の指定を受けたものとみなされる旨を通知するとともに、国税庁ホームページに当該特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームの名称等を公表します（法 15 の 2 ④、令 29④⑤）。

国税庁長官から特定プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、当該プラットフォーム事業者は、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者に対して、当該消費者向け電気通信利用役務の提供がプラットフォーム課税の対象となる旨及びプラットフォーム課税の対象となる年月日（特定プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日）を速やかに通知する必要があります（法 15 の 2 ⑤）（通知の方法については問 16 をご覧ください。）。

（参考） 「特定プラットフォーム事業者の指定を受けたものとみなされる合併法人等に該当する旨の届出書」の様式は[国税庁ホームページ](#)からダウンロードできます。

（特定プラットフォーム事業者がデジタルプラットフォームに係る事業を譲り渡した場合）

問 26 特定プラットフォーム事業者が、デジタルプラットフォームに係る事業の全てを他の事業者に譲り渡して廃止した場合、手続が必要ですか。

【答】

特定プラットフォーム事業者がプラットフォーム課税の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業の全てを譲り渡すなどして廃止した場合、速やかに「特定プラットフォーム事業者に係る事業廃止届出書」を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります（法 15 の 2 ⑩）。

なお、国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者がプラットフォーム課税の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止したと認められる場合、特定プラットフォーム事業者の指定を解除します（法 15 の 2 ⑪）。

（参考） 「特定プラットフォーム事業者に係る事業廃止届出書」の様式は[国税庁ホームページ](#)からダウンロードできます。

（特定プラットフォーム事業者の指定解除の申請）

問 27 当社は特定プラットフォーム事業者ですが、デジタルプラットフォームに係る事業を

縮小し、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額が3年連続で50億円以下となりました。この場合、当社は引き続き特定プラットフォーム事業者となるのでしょうか。

【答】

特定プラットフォーム事業者は、指定解除申請要件を満たす場合、第3年度の課税期間の確定申告書の提出期限^{※1}までに、「特定プラットフォーム事業者の指定解除申請書」（以下「指定解除申請書」といいます。）を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出して、特定プラットフォーム事業者の指定解除を申請することができます（法15の2⑦）。

《指定解除申請要件》

その課税期間から当該課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間（第3年度課税期間）までのいずれの課税期間においてもプラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供に係る対価の額^{※2}の合計額^{※3}が50億円以下であること

※1 法人であれば、その課税期間の末日の翌日から、2月以内となりますが、法人の確定申告書の提出期限の特例（法45の2①）の適用を受けている場合は、その延長された提出期限となります。

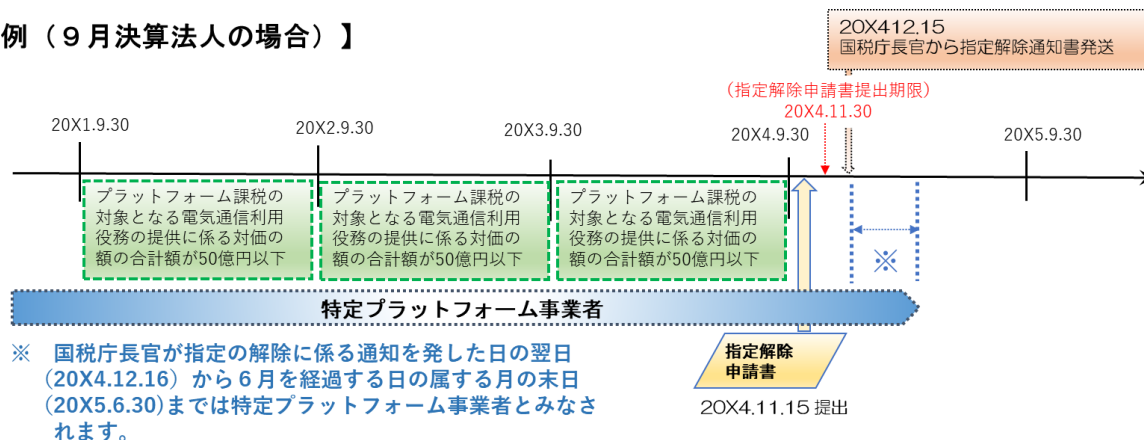
※2 消費者向け電気通信利用役務の提供に課されるべき消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合は、当該相当する額を含みます。

※3 課税期間が1年に満たない場合は、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算します。

国税庁長官は、提出された指定解除申請書を審査し、指定解除申請要件を満たす場合には、特定プラットフォーム事業者の指定を解除します（法15の2⑧）。

なお、指定解除申請書の提出があったことによりその指定が解除された場合であっても、国税庁長官が特定プラットフォーム事業者の指定の解除通知を発した日の翌日から同日以後6月を経過する日の属する月の末日までの間は、引き続き、特定プラットフォーム事業者とみなして、プラットフォーム課税の適用を受けることから、特定プラットフォーム事業者とみなされる期間中に行われるプラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、当該特定プラットフォーム事業者において、申告・納税を行うこととなります（法15の2⑨）（下図参照）。

【例（9月決算法人の場合）】



（参考） 「指定解除申請書」の様式は[国税庁ホームページ](#)からダウンロードできます。

(特定プラットフォーム事業者がデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合)

問 28 特定プラットフォーム事業者が、デジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合に必要な手続を教えてください。

【答】

特定プラットフォーム事業者は、プラットフォーム課税の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合は、速やかに、「特定プラットフォーム事業者に係る事業廃止届出書」を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります（法 15 の 2 ⑩）。

なお、国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者がプラットフォーム課税の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止したと認められる場合、特定プラットフォーム事業者の指定を解除します（法 15 の 2 ⑪）。

(参考) 「特定プラットフォーム事業者に係る事業廃止届出書」の様式は[国税庁ホームページ](#)からダウンロードできます。

(特定プラットフォーム事業者の指定解除)

問 29 国税庁長官が特定プラットフォーム事業者の指定を解除する場合があるとのことですが、どのような場合ですか。

【答】

国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者によりその指定の解除の申請があった場合（問 27 参照）のほか、特定プラットフォーム事業者が次のいずれかの事実該当すると認めるときは、特定プラットフォーム事業者の指定を解除することができることとされています（法 15 の 2 ⑧⑪）。

- ① 特定プラットフォーム事業者がプラットフォーム課税の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止したと認められるとき（問 28 参照）
- ② 消費税について、国税通則法第 17 条第 2 項（期限内申告）に規定する期限内申告書の提出がなかった場合において、当該提出がなかったことについて正当な理由がないと認められるとき
- ③ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であるとき
- ④ 消費税の徴収の確保に支障があると認められるとき（例えば、特定プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供に係る消費税額の納付が困難な状態にあると認められるときなど）

なお、国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者の指定を解除したときは、その旨を書面により指定の解除に係る事業者へ通知するとともに、国税庁ホームページに次の事項を公表します（法 15 の 2 ⑫）。

- ① 特定プラットフォーム事業者の指定が解除された旨
- ② プラットフォーム課税が適用されないこととなる年月日

(特定プラットフォーム事業者の指定を解除された場合の国外事業者への通知)

問 30 国税庁長官から特定プラットフォーム事業者の指定解除通知を受けた場合、その提供するデジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者に対して、プラットフォーム課税の対象にならなくなる旨を通知しなければならないのでしょうか。

【答】

国税庁長官から特定プラットフォーム事業者の指定解除通知を受けた場合、プラットフォーム課税の対象とならなくなる消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者に対して、当該消費者向け電気通信利用役務の提供がプラットフォーム課税の対象とならなくなる旨及びプラットフォーム課税の対象とならなくなる年月日を速やかに通知する必要があります（法 15 の 2 ⑬）。

なお、通知については、例えば、指定解除に伴い、国外事業者との間の利用規約を変更する場合において変更事項の説明にあわせて通知事項を明示する、国外事業者との間で行う通常の連絡メールの中で通知事項を明示するなど、通知の形式・方法は問いませんが、特定プラットフォーム事業者のウェブサイトや、特定プラットフォーム事業者の提供するデジタルプラットフォームの利用規約において記載されているのみの場合には、国外事業者への「通知」に当たりませんのでご注意ください。

いずれにしても、国外事業者において、当該消費者向け電気通信利用役務の提供がプラットフォーム課税の対象ではなくなることを認識できるように「通知」する必要があります。

(特定プラットフォーム事業者の指定を解除された場合の申告・納税)

問 31 国税庁長官から特定プラットフォーム事業者の指定解除通知を受けた場合、その解除によりプラットフォーム課税の対象とならないこととなる日以後に行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が申告・納税しなくてよいのでしょうか。

【答】

特定プラットフォーム事業者の指定解除によりプラットフォーム課税の対象とならないこととなる年月日以後に、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者の課税売上げとして納付すべき消費税を計算し、申告・納税を行う必要はありません（法 15 の 2 ①）。

なお、プラットフォーム課税の対象であった消費者向け電気通信利用役務の提供のほかに、消費税の課税対象となる取引を行っている場合には、その取引については、消費税の申告・納税が必要となります。

(特定プラットフォーム事業者の指定解除時における納税義務の判定)

問 32 当社(12月決算)は、令和14年4月1日に特定プラットフォーム事業者の指定が解除されましたが、令和15年12月期及び令和16年12月期の納税義務の判定に当たって、基準期間における課税売上高に、プラットフォーム課税の対象となっていた消費者向け電気通信利用役務の提供の対価の額を含める必要はありますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます(法15の2①)。

したがって、ご質問の場合、貴社の令和15年12月期の基準期間(令和13年12月期)の課税売上高には、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供の対価の額を含めることとなります。

次に、令和16年12月期の基準期間(令和14年12月期)における課税売上高には、プラットフォーム課税の対象となる令和14年1月から3月までの間に行われるプラットフォーム課税対象の消費者向け電気通信利用役務の対価の額は含めますが、プラットフォーム課税の対象とならない令和14年4月から12月までの間に国外事業者が行う消費者向け電気通信利用役務の提供の対価の額は含めないこととなります。

(注) 特定期間における課税売上高の判定も同様です。